

在沖米軍施設における石綿の使用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年八月三日

喜納 昌吉

参議院議長 千景殿

在沖米軍施設における石綿の使用に関する質問主意書

在沖米軍施設における石綿（アスベスト）の使用については、一九八七年の牧港ハウジングエリア（現在の新都心地域）の返還後の区画整理に伴う石綿の除去作業の際にも問題となった。牧港ハウジングエリアにおいて実際に作業した末端業者には、石綿に関する知識・認識がなかったため、安全な方法による除去作業が行われなかった。そのため粉塵が周辺の住民地域に飛散している。その同時期に、那覇市首里にあった沖縄キリスト教短期大学では、建物を完全に密封して除去作業が行われていた。

そこで、以下質問する。

一、米軍施設の石綿除去作業及び施設解体作業では、実際に作業をしているひ孫請け以下の業者には石綿についての知識・認識が現在もないため、作業時には周辺の住民地域に石綿の粉塵が飛散している。その対策をどのように徹底させていくか。

二、在沖米軍施設の修理及び解体作業で除去された石綿はどのように処理されているか。

三、これまでに在沖米軍関係者に石綿被害者が出ているかどうか、具体的に明らかにされたい。

四、米国では、石綿被害から国民を守ることが義務づけられているが、我が国ではどうなっているか、その

実態を明らかにされたい。

右質問する。